

平成25年白老町議会定例会12月会議会議録（第4号）

平成25年12月13日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時07分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 議案第 6号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
 - 第 4 議案第 7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
 - 第 5 議案第 8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
 - 第 6 議案第 9号 萩野公民館の指定管理者の指定について
 - 第 7 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第4号）
 - 第 8 議案第10号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第5号）
 - 第 9 議案第 2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第10 議案第 3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第11 議案第 4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第12 議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第14 報告第 1号 定期監査の結果報告について
 - 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
 - 第15 承認第 1号 議員の派遣承認について
 - 第16 意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）
 - 第17 意見書案第14号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）
 - 第18 意見書案第15号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）
 - 第19 常任委員会所管事務調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
 - 第20 諸般の報告
 - 第21 休会について
-

○会議に付した事件

- 議案第 6号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
- 議案第 7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
- 議案第 8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 9号 萩野公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第10号 平成25年度白老町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書(案)
- 意見書案第14号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書(案)
- 意見書案第15号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)
- 常任委員会所管事務調査の報告について
- (総務文教常任委員会)
- (産業厚生常任委員会)
- (広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田・子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

3番 齋藤 征信 君
5番 松田 謙吾 君

4番 大淵 紀夫 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田 安彦 君
副 町 長	白崎 浩司 君
教 育 長	古俣 博之 君
理 事	山本 誠 君
総 合 行 政 局 長	岩城 達己 君
総合行政局行政改革担当課長	須田 健一 君
総合行政局財政担当課長	安達 義孝 君
総合行政局企画担当課長	高橋 裕明 君
総 務 課 長	本間 勝治 君
税 務 課 長	小関 雄司 君
町 民 課 長	南 光男 君
生 活 環 境 課 長	竹田 敏雄 君
生活環境課町民活動担当課長	中村 英二 君
産 業 経 済 課 長	石井 和彦 君
産業経済課営業戦略担当課長	大黒 克己 君
健 康 福 祉 課 長	長澤 敏博 君
建 設 課 長	岩崎 勉 君
教 育 課 長	五十嵐 省蔵 君
教育課総務社会教育担当課長	葛西 吉孝 君
子 ど も 課 長	坂東 雄志 君
病 院 事 務 長	野宮 淳史 君
消 防 長	前田 登志和 君
監 査 委 員	岡 英一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡村 幸男 君
主 査	本間 弘樹 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き会議を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営に関する協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成25年定例会12月会議の運営の件であります。

審議当日の配付としている諮問第1号の人事に係る議案の説明と、追加議案の件についてであります。追加議案は、町長の提案に係るものとして、平成25年度白老町一般会計補正予算（第5号）1件の提出がありました。

白崎副町長、安達財政担当課長から、その概要についての説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね4日間としたところではありますが、

全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第 111 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、定例会 9 月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 6 号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第 3、議案第 6 号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） それでは、議 6－1 をお開きください。議案第 6 号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成 25 年 12 月 6 日提出。白老町長。

次ページをお開きください。議案説明でございます。しらおい経済センターの指定管理者の指定について。

しらおい経済センターの指定管理者として白老町商工会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第 4 条第 2 項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものでございます。

参考資料が次ページについてございます。商工会の概要を添付してございますが、この内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 議案説明の中で、私もこの条例読んでこなかったのが、本来、読んで来て聞くのが筋ですけど、読んでこなかったのがちょっとお伺いしますが、議案説明の最

後に、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているという、この意味と、これは委員会をちゃんと開いて了承しているという意味なのか。この辺を具体的に説明してください。

○議長（山本浩平君） 須田行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） それでは、白老町指定管理者候補者選定委員会の関係は私のほうで所管してございますので答弁したいと思います。今回の指定管理の案件につきましては、指定管理の場合は条例では公募が原則になってございますが、今回の案件につきましては、平成17年当時からの施設の公募による指定というのが、なかなか町内にそういう団体等がないということで、基本的には非公募で行うということでこれまでできてございます。それらの中で、当然指定候補者の選定委員会のほうについては、公募のときに選定委員会を開催して、それぞれ適切なかどうか、それを委員会で諮ってございます。非公募についても基本的に、これまでどのような管理がされて、適切な団体等も含めて委員会を11月15日に開催して、了承されて、今回の議案になっているということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 委員会を開いているということはわかりました。それで、今非公募ということですから、当然競争ありませんから、いろいろなサービスの向上、あるいは町民に対する接遇等々について、いろいろ批判とか、あるいは大変いいとかいろいろあると思います。当然11月15日に了承したということは、モニタリングをして、ちゃんと客観的に評価されたのか。非公募ですからなおそういう部分が大事だと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 須田行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今回の選定委員会の開催の中で、それぞれ所管課から指定管理の継続の依頼を受けて議案として開催してございます。その中で所管課からそれぞれその事業体の実施している評価等をご説明していただいて、それぞれの中で判断して、最終的に各団体がふさわしいということで今回指定をするということになってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、その担当課からきた評価について説明願います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） しらおい経済センターの指定管理につきましては、白老町商工会が管理をしているものでございます。こちらにつきましては、商工会館と併設した施設でございまして、一体で指定管理することによって住民等へのサービスの向上、それから、コストの削減等を図れるということで管理運営をしたいということで決めてございます。

評価につきましては、当該施設の指定管理の実績を踏まえ、商工会と一体的な管理を行うことが合理的な管理運営につながると期待できることから適切な候補者として考えてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

須田行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） それでは、経済センターの運営管理についての評価をお答えさせていただきます。具体的に公募と同じように、点数化による評価というのは行ってございません。基本的には原課からご説明いただいた中で、例えば経営等にかかわる講演会、種々そういった講演会の開催、または町内商工業者等による展示販売会の促進だとか、さまざまなそういう利用促進にもあたっていると。利用に関しても特に利用者からいろいろなそういった問題点の指摘等もこれまでないというようなことの中で適切な事業者だというふう

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは、議案第7号について説明いたします。議7-1をお開きください。議案第7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年12月6日提出。白老町長。

次のページの議案説明をお開き願います。白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者

の指定について。

白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者として一般社団法人白老観光協会を指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関わる指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありましたが、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しております。

次のページに白老観光協会の概要をつけております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議8-1でございます。議案第8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年12月6日提出。白老町長。

次のページ、議案説明でございます。北吉原ふれあいプラザの指定管理者として北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件、指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として指定したものでございます。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているところでございます。

次のページに参考資料として北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会の概要の調書を添付してございます。説明につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9号 萩野公民館の指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第9号 萩野公民館の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） 議案第9号でございます。萩野公民館の指

定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年12月6日提出。白老町長。

議9-2をお開きください。議案説明でございます。萩野公民館の指定管理者の指定について。

萩野公民館の指定管理者として萩野公民館管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件、指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である萩野公民館管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものでございます。

続きまして、議9-3、萩野公民館管理運営委員会の概要につきまして参考資料として載せてございますけれども、記載のとおりでございますので説明につきましては省略させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 萩野公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議1-1でございます。議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ95億5,357万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月6日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。民生費の15ページのところからお伺いしたいと思えます。3点ほどお伺いしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

1点目ですが、子ども・子育て支援事業計画策定事業の中で、説明ではニーズ調査ということと、それから、システム構築ということで482万4,000円の補正が上がっておりますが、この点について、これはどのような形でどこに委託をされるのか。また、ニーズ調査の項目はどのように検討されるのか。その点について伺いたいと思えます。

それから、次の扶助費の児童手当給付費ですが、509万円のマイナスということで、これはなぜこういったマイナス、児童手当の実績確定ということで予算よりも減っているということで、こういった事由でこの500万円というものがマイナスになったのか。その理由を伺いたいと思えます。

それから、同じ15ページの児童福祉施設費の中で保育士等処遇改善臨時特例事業というものがあるのですが、これは保育士の待遇改善ということで載っているのですが、保育士の人材の育成のためだということですが、こういった形での育成なのか。その点について伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） ニーズ調査のご質問がありましたのでお答えいたします。まず、ニーズ調査をどういう形で進めていくのかということですが、今予定として考えているのは、これから予算をいただいて、議決いただいた後、大体1月ぐらいをめどに小学校の保護者、そして幼稚園、保育園の保護者、そしてそのほかに入っていない方、それぞれを対象にしてやっていきます。そのこの部分のニーズ調査の調査表はどのような形で検討していくのかということですが、そのこの部分は、今幼稚園、保育園、また、すくすく3・9、そういう事業者の皆さんのご意見を、今国で示されている調査票データというものがございまして、インターネットでも出ておるのですが、その調査表に基づいてご意見をいただいている最中です。それらを踏まえて、ニーズ調査、これから项目的にしていきたいと思っています。

ニーズ調査の内容、項目についてですけれども、ニーズ調査については、今市町村が認定していかないとならないものが1号、2号、3号という子ども・子育て支援法の中でありまして、1号については幼保連携型のこども園ということなのです。それがゼロ歳から2歳まで。それとあとは保育園です。保育園については、今までは保育に欠けるという言い方をしていたのですが、そのこの部分は保育を必要とするという要件に変わっています。それで、そのこの部分のゼロ歳児からの関係と、それから、今までどおりの3歳からの関係というような形でそれぞれ3つの要件に分けて、それぞれ項目立てしてありまして、この部分が、市町村が認定するときを使う部分です。そのこの部分の現在の保育園なり幼稚園なりのそういうニーズと、それから、例えば一時預かりとか、幼保連携型のこども園とか、そういう可能性と言いますか、必要性、そういったものを项目的に進めていきます。一応、项目的に、今のところまだニーズ調査の中で40から50という項目を予定していきたいという感じで考えております。ちょうど今子ども課のほうで設計している最中でございます。

もう1点、保育士の人材育成ということでございますが、保育士の人材育成については、今335万2,000円という15ページの保育士等処遇改善臨時特例事業というものがございまして、これは300万円ぐらい、30万円については町の事業費になるのですけれども、305万2,000円については、国の算定に基づいて出されたこれぐらいの保育士の処遇改善の事業になるだろうと。それは、それぞれ職員の賃金に保育士以外にも例えば調理をしている方とかそれら全て。ただ、理事とかそういう管理をしている人は関係ないのですけれど、そういう人たちにお渡しすることになります。人材育成ということで、処遇改善というのは要するに賃金をふやしていくということです。ただ、そのこの部分ではそれぞれ保育所の状況がございまして、保育所それぞれの計画を立てて金額は決まってくると思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） ご質問のありました児童手当の減額補正の内容ということでございますが、当初、児童手当の延べ人数は1万8,972人ということで見込んでおりました。実績見込みということで、これから2月に定時支給がありますけれども、それを見込みまして1万8,806人分ということになりまして、差し引き延べ166人の減ということと、支給額については

509万円ということになっております。その内容につきましては、年齢だとか、お子さんの数とかによって支給月額が違いますので、それらの積み上げになりますので、単純に月額1万円とか1万5,000円にはならないと思いますけれども、一番減っているのが当初見込んでいた3歳未満の支給人数、これが大変落ち込んでおります。これの落ち込みによってかなりの、その分だけでも1,200万円ほど落ちております。延べ人数についても見込みより790人ほど落ちております。そのかわりに3歳以上小学生までの第1子、第2子のほうが延べ410人ふえておりまして、支給額も410万円ほどふえています。あと、その他いろいろ増減はあります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 今ニーズ調査の関係を伺いました。伺っているよりも詳しく言っていたので、まず1点は、私昨年この子育て三法が決まったときに、24年7月に決まっているのです。そのとき12月に質問をいたしまして、まずは子ども・子育て支援の会議を設けなければならないというふうにお話ししたと思うのです。ところが予算を見るとニーズ調査が先に出てきたのです。私他町村にもちょっと伺ったのです。他町村はみんな先に会議を設けて、それからニーズ調査を今やっているのです。それで、この会議は内閣府が今中心になってやっていますので、内閣府の調査では都道府県、それから市町村でもう85%以上が設置されているのです。私この話を伺ったとき、ニーズ調査は何をもとにやるのかと思ったのです。この間、委員会協議会でこのことの説明がありました。子育て会議は2月に、これは条例化しなければならないですけど、だから議会にかけなければならないのですけれども、私は逆だというふうに思います。厚労省からもニーズ調査のものは出ていますけれども、なぜ会議を設けてやるかという、白老町にとって今後どういった保育が必要なのか、子育てには何が 필요한のか、そして、何を親が求めているのか白老町の現状をきちんと把握をして、その中で必要なニーズ調査をしていくということだと思うのです。逆だと思うのです。その会議は今後、26年度9月ごろまでには支援事業計画をつくらなければならないのです。その中にニーズ調査も踏まえて町民の希望を入れて計画というものをつくっていくのです。それで、9月までになぜつくらなければならないかという、9月にはもう新規の申し込みを受ける時期になるからです。その中には条例の改正もあります。そういうことを含めると、ほかの市町村では次世代育成支援行動計画、それから保育計画、もう次世代育成支援行動計画はなくなるかもしれないという、この会議を設けて子育て支援事業が中心になっていくだろうという話もされているのです。そういった中でなぜ白老は会議を持たないで、先に厚労省から出したニーズ調査をもとに、もちろん施設にも伺うということがありましたけど、施設に伺っても今の、現状の把握であって、白老町にとってどういう保育が必要かというのは、これは会議でやるべきことだと私は思っていたので、その辺がなぜ逆なのか。その点を伺いたいと思います。

それと児童手当のほうですが、わかりました。やっぱり子供の出生が減っているということが現実としてあらわれてきているのだというふうに感じましたけれども、その中で今回消費税が8%に26年4月1日からなるのですが、なることで子育て世代の消費を下支えするために児

童手当制度を活用した、児童手当をいただいている子供たちに1カ月分の給付措置をしようということがほぼ決まったというふうに聞いております。その中で市町村による人数の基準日というのですか、それが26年1月1日だというふうに私は伺っているのですが、そのときに町にいた人数で把握していくということを伺っているのですが、そういった情報を捉えているのかということと、それから、これはきっと消費税が上がったことよっての措置だと思いますので町の予算は発生しないと思うのですが、その辺どのようになっているか伺いたいと思います。

それから、保育士の処遇改善。私は12月に質問したときに、今後いろいろな形で保育体制が変わっていくときに、保育士が不足していると。全国で今潜在的に保育士の資格を持っていて辞めている方が60万人いる。その中で今後、保育体制が変わることで7万人以上の保育士が足りなくなるだろうと。そういうことから、復帰するための講演をやるとか、それから、小規模の保育所の場合は、半数は資格を持っている方ですけど、半数は資格のない方もいいわけです。そういった方々の講習もしなければならない。そういうことも出てくるのです。それとももちろん私立と公立の賃金格差があると。それを是正するための賃金の支給ということもあるのですが、これもやはり子ども・子育て支援会議できちんとその辺を掌握しながら、そのための保育士の人材育成、それから、賃金格差をどうするのかということをきちんと確認をしながら、将来の白老の保育所のあり方を検討してからやるべきことではないかというふうに思うのですが、その点もう一度お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） ご質問にお答えいたします。子ども・子育て会議の、なぜ先にニーズ調査を先行したのかということをございます。ニーズ調査自体、1月早々でしょうか、1月の中旬ぐらいから始めようと考えております。今子ども・子育て会議を条例化しようということに進めているのですが、その前に次世代の地域協議会というのがございます。次世代の地域協議会の中で、また今子ども憲章の審議もしていますが、その中でも子ども・子育て支援法については前にご説明いたしまして、そしてまたこの中で次世代の部分の地域協議会にそれを拡大させるような形で子ども・子育て会議を今条例化しようというふうに考えておりますので、次世代の中でも十分これからニーズ調査の部分、こういうふうにやっていきますということはお話できると思います。また、次世代の地域協議会のメンバーが事業者さんで、うちのほうはある程度事業者さんもいらっしゃいますので、そういう皆様のご意見を先行的に聞いていったということをございます。あと2回程度次世代としての会議を予定しております。

もう1点です。保育所の処遇改善ということでお話があったのですけれども、少々お待ちください。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 児童手当の関係で、消費税の引き上げに際してのことだと思えますけれども、国のほうで好循環実現のための経済対策ということで平成25年12月5日に閣議決定されております。その中に子育て世帯に対する臨時特例給付措置が盛り込まれておりまして、趣旨はやはり消費税が上がることよって子育て世帯の消費の下支えを図る観点ということで

ございます。それで、対象児童につきましては児童手当の支給対象児となってございます。その中で対象外の児童としましては特例給付の支給対象児童、これは所得制限で対象世帯になっている方です。それと簡素な給付措置、臨時福祉給付金の給付対象者、これは住民税非課税世帯等の支給対象児になるかと思えます。それと生活保護世帯ということになります。給付額につきましては支給対象児童1人について1万円ということでございます。この財源につきましては全額国の負担ということで通知をいただいております。

実施時期につきましては、実際に支給する時期につきましては未定でございます。支給対象とする基準日ですけれども、議員先ほどおっしゃったように26年1月1日と捉えております。あと、まだまだ情報が概要的なものでございますので、具体的な内容の情報が入り次第、適正に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 失礼しました。答弁漏れの部分です。今後の保育体制についてどういう形で、ちゃんとそういう会議を開いてやっていかなければならないのではないかというお話だと思います。今次世代の地域協議会、先ほどお話ししました地域協議会がございまして。その中でも議論させていただいて、当然子ども・子育て会議に移行したときに、その部分はしっかり、今議員さんのお話にありました部分等十分に検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 今お話伺いましたら、次世代育成支援行動計画のメンバーがやっているということですが、今後途中から会議のメンバーがそれを引き継ぐということになるのですか。この新しい三法で今後の白老町の保育のあり方、それから、子供たちの育成に何が必要なのか。これはゼロ歳から中学生までの全児童が対象です。そういった中で、だからきちんとした将来的なものをつくっていくために会議を設けてやりなさいということを言っているわけです。次世代行動計画をつくったこの計画も、それから保育計画も今後はこの中に統合されていくのではないかとということも言われています。そういった中で、その一つの計画をつくったメンバーでやっていて、途中から全体的に広げていくというのは、私は違うと思うのです。きちんとやっぱり会議を設けて必要なことをやって、その中でニーズ調査をして、そういう順序があるわけです。白老町だけ順序と違うことをやっていくということであれば、それはそれでこれ以上言いませんけれども、私は違うというふうに思っています。なぜそういう順序になるのか。先ほど2月に条例化して会議を設置したい。ニーズ調査も1月ころからやりたいということだったのですが、白老町は待機児童がいませんから余り急ぐことはないということだと思ったのですが、でももうニーズ調査は待機児童に関係なくやっているところはやっているのです。2月、3月にもう結論出るといふところまでいっているのです。ところが白老町はこれからです。私は去年の12月にこの質問をしているのです。1年間何もされないで十分間に合うという

ことでされたのか。

そして、この計画の重要性は、やはりこの計画は今度5年ごとに見直して、そして、その計画がどうだったかということをやっていくというぐらいの中心になる事業なのです。計画なのです。だから本当に、子供たちが今後どのように守られていくのか。または子供を持っている家庭がどのように守っていくのかという計画ですので、私はその辺きちんと明確なものを持ってやってほしかったと思います。その辺ちょっと納得がいかないところがあります。

児童手当のほうはわかりました。ただ、今26年1月1日現在で養護施設に入っている方、それから、DV等で今地元にはいない、家庭裁判所とかいろいろなところで居場所をはっきり明確にしていない方で、地元には籍がある方に対してもきちんと連絡をするような形に確かなると思います。これは児童手当も一緒だと思うのですが、それにはまた違った形があるみたいなのでそれもしっかり調査して、もらえないことがないような形をやっていただきたいと思います。

それから、保育士の関係ですが、これも臨時特例事業で臨時なのです。やはり先ほど言いましたように人材育成、それから、賃金の格差なのです。これは私もほかの市町村に聞いたら、今回は臨時で出ているけれども、これは継続された形になっていくはずだというようなお話ですが、その辺の情報をどのように捉えているのか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、最初にニーズ調査の部分です。吉田議員から去年の議会でご質問をいただいて、その後どういう形でニーズ調査について取り組んでいるのか、この時期までなぜおくれたのかというお話だと思います。あと会議の関係だと思うのですが、まずニーズ調査については、基本的にニーズ調査の調査票が国から示されたのが8月くらいです。その後、道の調整とかそういったものを踏まえて、おそらくそういう調整とかを受けて最初に先行的に行った千歳市とかほかの自治体あるのですが、その部分での調整が相当かかったというお話も聞いています。ただ、うちのほうのおそかった部分は、当然9月か10月ぐらいの部分でできる可能性は十分あったと思います。この部分が事務上おくれたしまったということは申しわけなく思っています。ただ、ニーズ調査自体は先ほど言われましたようにいろいろな皆さんの、事業者の皆さんとかのお話をまず聞いてみないとならないという部分がニーズ調査を構築していく場合に必要だと思いますので、その部分は吉田議員にちょっとおかれているというお話をいただいておりますが、その部分はしっかりさせていきたいと思っています。

あと、会議の部分です。会議については先ほど話しましたとおり、今次世代の地域協議会がございます。その中で今のメンバーというのは保健医療ということでお医者さん、そして福祉教育ということでそれぞれの保育園の事業者、そして青少年団体、学識経験者という形で今の次世代のメンバーは子ども・子育てに関連する皆さんがほとんど入っております。その中で次世代のほうは進めておまして、それに今度は子ども・子育てのそういう会議にしていくときには子育て世代のお母さんも含めてということですのでけれども、一応、今その会議のメンバーの中にそういうお母さんもいらっしゃいますし、実際そこで議論していただいて、今度またそう

いうメンバーも改めて加えて、子ども・子育て会議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今議員のほうからご指摘がありました子育て支援にかかわる対応の仕方でございます。委員会としましては、今ある次世代育成対策地域連絡協議会、それを発展的な意味で広げる形で進めていきたいというふうなことで押さえております。管内的な状況も押さえながら、確かに管内においては早くしているところはあるのですが、まだまだ状況としては子育て会議をきちんと設定しているという状況でもないということも押さえながら、今後、今うちの中でこの次世代の協議会中心にしながら、その中でニーズ調査のこと、それから、今後の保育体制のこと、そういったことについてはその中での審議も、議論も含めて押さえながら進めていきたいというふうなことでの流れになって今、こういうふうなことにきております。ですから、決して中身の部分において十分な対応ができていないかということ、そういうことではなくて、手続き的な部分で子育て会議が先に本来的にあるべきだという指摘も、一つはそのとおりだというふうには認識したいと思っておりますけれども、今中身の部分において課長からあったように進めておりますので、これから十分対応して進めていくようにしますので了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 保育士の処遇改善ということで、この制度は今回限りかどうかというその情報についてでございます。ここの部分については道のほうにも確認させていただいていますが、今のところこの年度の中でということでは情報はいたいたいでいません。

もう1点です。先ほどの子育て会議の設置の状況でございますが、現在管内で設置済みというのが4つあります。今後設置予定というのが7つあるのです。次世代の協議会で対応しようとしているところが今のところ4つということになっています。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。13ページの行革の事務経費の点でお尋ねしたいと思います。今まで3回予算を取っていて、開かれていたわけですが、当初3回で今度4回追加補正ということですが、当初から今回は財政問題があるということにもかかわらず3回しか取っていないという当初の考え方は一体何だったのでしょうか。当初予算で3回、今追加4回ということになっていますけれども、そこは何かと。

それから、2点目に、町と行革推進委員会の関係、役割、これについてどのように考えていらっしゃるか。

3点目に、行革委員会に諮問している項目、目的は何なのかということについてお伺いしたいと思います。

4点目に、行革推進委員会の議事録が出されておりますけれども、この議事録というのは情

報公開条例に基づいて例えば請求した場合は、この議事録が出てくるというふうな理解でいいのかどうか。この4点についてお尋をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 須田行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず1点目は当初予算の組み方についてです。当初予算は3回ということの中で、今回4回の補正になっているということで、財政問題を踏まえた中で当初から予測されていなかったのかどうかということでございます。この辺については、まず当初の段階では健全化プランの進め方、そういったもの等についてもはっきりしていないということもありまして、従来どおりの予算の組み方になっていたということでございます。今回、健全化のプラン案策定に向けての行革の進め方等についてはそれらを踏まえて議論を行ってきたということと、この後行革のほうの大綱に基づきまして集中改革プランを策定してございますが、第2次の集中改革プランが25年度末で終わるということですので、大綱に基づく残り3カ年の集中改革プランを策定しなければならないということがありまして、残りの回数その議論をしていただくために今回補正させていただいたということでございます。

次に、町と行革の役割ということでございます。ここにつきましては、やはりこれは本町にとどまらず全国的に財政健全化、いろいろそういった問題の中で行革が行革として取り組んでいかなければならないことは多々社会情勢の中で出てきていると。そういった中でやはり町民の意見を聞く組織としても、そういった中でいろいろ取り組むことの方を町民とともに考えて進めていくというような中で行革委員会の役割として持っているということでございます。

議事録の関係でございますが、これについては議事録についても公開していくという考え方は持っております。

今回の行革委員会に対しての諮問でございますが、これについては現在行政の仕組みを変えていくというようなことでそういったものを検討していただきたいということで諮問してございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今担当の方の答弁にありましたように、当然町民の意見を聞くと、町民とともに考えるということでございます。そういう視点から見ますと、例えば4月15日に外部有識者会議の第1回の会議が開かれました。ここでは対策項目の決定及び分担について、今後のスケジュールについて。5月8日に行革の本年度の第1回目が開かれました。行政改革推進委員会です。経営診断と運営方針の報告書について。この中で町は何と言っているか。これは議事録に基づくものでございます。この議事録は公開されているものでございます。今答弁あったとおりです。答申は27日だと。この時点です。4月19日に第1回目が開かれた後、5月8日の行革推進委員会の今年度第1回目で、町側は、もう答申は27日だと言っているのです。ちゃんと議事録に書いています。そして、行革委員会に外部有識者の話を聞いていただきたい、行革の意見も伺いたいというふうに言っているのです。先ほどなぜ諮問を聞いたか。行政の仕組みの抜本改革がこれは昨年諮問されているのです。昨年です。こととしてはないです。病院問題はこのときこうやって言っています。病院問題は別に石井先生が

担当していると書いています。5月8日、5月19日に第1回目の有識者会議が開かれただけなのに。当日は宮脇氏の出席のみとなるとこう書いています。1回目です。両方とも。病院についても方向性についてあると思うとこうやって言っているのです。見たら書いていますから。何でこうやって言っているかという、6月11日に、今言ったように答申が27日だから行革委員会に話を聞いていただいて、行革委員会の意見も伺いたいと言っているのです。それで11日にこの宮脇さんの話を聞いてくれと言っているのです。よく考えてください。有識者会議はまだ1回しかやっていないのです。行革委員会もことし1回目です。そのときに行革のある委員が、議会は聞かないのですかと言ったら、担当は、議会への予定はしていないが、町民にはどこかのタイミングでやりたいと先生方と調整しておりますと言っているのです。6月19日に私この問題で、議会の一般質問で聞きました。そのとき担当は何と言っているか。先生のお話の内容については私も前々日に初めて知ったと書いています。議事録に。先生の話の前々日に聞いたのに、4月19日に1回目やって、2回目の5月8日で今年度の第1回目の行革でここまで詳しく町は言っているのです。担当が。ですから私はこのとき、6月19日に、これは議会軽視ではないのと言っているのです。ここをきっちりしてください。そして、5月23日に有識者会議の第2回目の会議が開かれています。2回目の会議です。このとき何をやったかと言ったら検討項目に関する進捗状況の報告です。5月8日にもう27日に答申あるから、行革の皆さん聞いてくださいと町は言っているのです。おかしくないですか。同時に検討項目に関する個別の協議についてもここで言っているのです。ちゃんと全部出ています。みんな議事録にあります。有識者会議の中身も全部あります。そして、6月11日に行革のことしの第2回目の会議が開かれた。宮脇氏との懇談です。町幹部とマスコミは同席、議会は除くということです。このときに先ほど言ったように議会は予定していないが町民はどこかのタイミングでやりたいと先生方と調整しておりますと言った議事録に書いています。こんなばかな話ありますか。よく見てください。ですから、こういう中で何と言ったか。6月27日、有識者検討委員会の答申をもらう、これは6月11日です。7月中旬に議会は特別委員会を設置する。行革委員会としての町立病院の方向性について骨子案をまとめていきたいと町が言っているのです。先ほど言ったでしょう、諮問の内容は行政の仕組みの抜本改革です。2回目の会議で病院の中身、骨子案をまとめていきたいと町が言っているのです。3回しか質問できないから詳しく言っているのです。行革として町立病院の方向性について骨子案をまとめていきたい。このとき委員長は何と言っているか。委員長は、答申案は事務局で作成してほしいと。全部議事録に書いています。これは公式のものです。こんなことがあっていいと思いますか。これは議会軽視ではなくて何なのですか。全部事実に基づいているのです。私が言っているのは。その後、6月25日、第3回の有識者会議で答申案を確認した。27日に町に答申、有識者会議。7月1日、行革委員会3回目の会議、町立病院の方向性についてのまとめ、答申書。答申書は事務局でまとめてほしい。こういうことです。そして、7月8日に行革委員会は町に答申するということ。議会在特別委員会をつくったのは7月22日です。これについて、なぜこういう経過になるのかははっきり示してください。この5月8日の中身というのは、このときに

もう当日は宮脇氏しか出席できない、病院問題は石井先生が担当している、たった1回しか会議やっていないのです。1回目の会議です。それしかやっていないのです。その中で病院についても方向性についてあると思うと、1回の会議しかやっていないのにもう言っているのです。そんなことありますか。このとき出席の確認もしています。6月11日は全員出られますかと行革委員会のメンバーに出席確認もしています。これが町主導でやったというふうにならないのですか。担当が先ほど言いました。僕は担当が悪いとかそんなことを言っているのではないのです。町の姿勢の問題を言っているのです。担当は何も悪くない。担当は担当なりにやるわけですから。町民の意見を聞く、町民とともに考える、そのために行政改革推進委員会があるのでしょうか。今の中身だったら何なのですか、これはどこが主導して、誰がどういうふうに言わせているのですか。ここは考え方をきちんと含めて、ここの中身について答弁を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

須田行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいま大淵議員のほうからお話があった点についてでございますが、今行革の議事録、行革の進め方等については議員おっしゃったとおり、そういった形で進めてきているというのは事実でございます。ただその中で、その問題について町が意図的に持っていくためにそういう形で進めているということは、これまでいろいろご質問あった中でもお答えしてきておりましたが、その辺についてはそういった意図を持って進めてきたということではございませんし、議会軽視というような考え方も基本的にはないということでございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 時系列は先ほど言ったとおりだというふうに押さえていますけれども、当然、外部有識者に諮問している部分と、それから、行革委員会で協議している部分と、外部有識者のほうに諮問している事項の聞き取りも含めてある程度の方向性をまとめたものを行革委員会に宮脇委員長が説明するというようなことの段取りをしていますけれども、そのことが意図的にあるいは恣意的に当然そういう思いを持ってやっているわけではございませんし、そういう流れの中で新聞報道が出ましたけれども、言葉を借りれば議会軽視、そういう意図でやっている話でもございませんので。ただ、方法がどうだったかというのは自分たちも流れの中で反省すべきことがあれば反省しますけれども、そういう恣意的あるいは意図的にということは決してございません。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。恣意的か意図的かは別にして、1回しか会議をやら

ないで、有識者会議1回です。それでもう話をするのだと決めているのです。町が。有識者会議が決めたのではないのです。町が決めたのです。5月8日に町が。恣意的ではなくて何なのですかこれは。普通、審議会やったら、町長が1回目のときに行って辞令渡して、僕は何回も審議委員やっています。辞令渡して、こうこう、こういうことをお願いしますと。有識者会議ですから違うのかもしれませんが。一般論で言えばそういうことです。それが1回目の会議終わったのが4月19日で、23日に2回目、このときに検討項目に関する進捗状況の報告。そのずっと前の5月8日に行革で話をしたい、そのときは宮脇先生も1人しか出ない、全部決まっているのです。これは恣意的ではないのですか。それでは、これは何を言うのですか一体。行革の推進委員会だと町がはっきり言っているのです。行革に話を聞いていただいて、行革委員会の意見も伺いたいと言っておいて、その後何と言ったか。6月11日にもう、行革は2回めです。このときに行革委員会として町立病院の方向性について骨子案をまとめていきたいと言っているのは町です。これでも町が何もリードしないでやっているということになるのですか。これが正常なやり方で、恣意的でも何も意識していない。そうしたら何でもできる。議会が特別委員会をつくったのは7月22日です。議会は特別委員会をつくるから早く出してくれと言っているのです。事実。どう受け止めますか、そういうことを町長や副町長は。指示してやらせたのですか。行革の担当者が勝手にやったのですか。はっきりしなさい、そういうことを。これが議会軽視ではなくて何だと言うのですか。ふざけたことを言うのではない。そうしたら、行革でみんなやってもらいなさい。議会やらないで。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまのご質問でございます。時系列云々はもう十分議論していますから、その部分はきちんと押さえた中での答弁を申し上げたいと思います。まず、行革委員会の中でも、突然、今5月8日という話がありましたけれども、前年度から病院問題というのは委員会の中から話が出てきて、そこからこの部分が進んできたわけでございます。外部有識者の問題、それから、行革委員会の問題という部分では、それは双方と言いましょいか、まず、外部有識者のほうも行革でこういう検討をしているという部分で懇談、意見交換しましょいという部分が出てきて、それが実行されていったということがございます。それは外部有識者のほうの考え方もまだ最終答申の内容を説明するというのではなくて、最後を盛っていく部分での行革委員会との懇談というふうに、そういうふうな形で進めてきたという部分です。先ほど副町長が答弁申し上げた内容で進めてきたわけでございますが、ただ、日程的な部分もあって、確かにご指摘のとおり日数をもっとかけて、もっともっと議論してという部分はあるけれども、どうしても中身は圧縮してしまったという部分は否めないというふうには思っています。今回の補正の中でこういう議論になってきたわけでございますけれども、再三繰り返しますけれども、あくまでもこの部分、今大渕議員が言っているのは病院の問題ではなくて、そういう外部と行革の扱いというふうに捉えてのご質問かというふうに思いますが、行革委員会はあくまでも町長が政策判断する上での意見をどういうふうに考えていますかということが行革委員会であって、最終決定はあくまでも議決権を持っているこの議会の場です。この

場がやっぱり最高の機関でありますから、その点も我々は十分認識した上で対応しているということでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 認めます。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の局長の答弁や副町長の答弁は、僕の質問に何も答えていないです。そうしたら、直接言うけど、私どもは先生のお話の内容について、私どももです。理事者も含めて。前々日に初めて知ったと書いてあるのです。答弁しているのです。前々日に知った中身ですか、今の話だとしたら。これは議事録です。見ますか、どうぞ。前々日に皆さんが知って行革の中で議論したのですか。そんなことになりますか。答弁そうやってしているのです。

それで、もう1点は、僕が言っているのは手続き上ではなくて事実関係としてどうなのですかということ。5月8日にもう結論出ているのと同じでしょう、これだったら。だって、27日に答申があると5月8日に言っているのです。もう5月8日に27日答申あるとわかっていたのですか、皆さん。だって、議事録に書いていますから。1回会議やっただけで27日に答申あるとわかっているのですか。どうしてそんなことになりますか。町長わかっていたか、このことを。行革の議事録に書いています。27日答申だと。事実。今の行政局長の答弁になりますか、それで。何も矛盾ないですか。病院は石井先生が担当しているのだと、これも担当が言っているのです。その次に何と言っているか、宮脇先生は病院のこともふれるだろうと言っているのです。5月8日に。どうして今みたいな行政局長の答弁になりますか。きちんと答弁してください。きちんと。間違っていたのなら間違っていたとどうして言わないのですか。この事実で町が議会も軽視していないし、この手続きが間違っていないとしたら、議会は何のためにあるのですか。そうなりませんか。僕はこれが納得できないとかではないのです。ここははっきりしないと議会の存在意義の問題になります。私はそう思っています。まして、何回も答弁して関係ないと言っていますけれども、行革の委員の方が議会は聞かないのかと聞いたのです。これは原文です。そうしたら担当は何と言ったか。議会への予定はしていないと言っているのです。予定はしていないが町民にはどこかのタイミングでやりたいと先生方と調整していると言っているのです。だから11日には議会は呼びませんと言っているのです。どうしてそれが議会軽視ではないのですか。意図的に議を外したと言われても仕方がないのではないのですか。見ましたか、この議事録。ちゃんと見て言ってください。やってください。事実でしゃべってください。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 事実関係ですが、一問目で須田課長が申し上げたとおり、時系列含めて事実は間違いはないということはお答えしたとおりでございます。

それから、議会での説明もその会議録で書いていますとおりでございます。その後、町民へもということもございましたが、それは議会と話をしたときに議会からも今この状態で町民にそ

ういうお話をしていくと、またおかしな捉え方になるからそれは控えたほうがいいという部分で、町では外部有識者が町民に対しての説明会をするということは控えているということも事実でございます。

【「前々日に知ったということは。宮脇氏の話の前々日に知ったということはどうですか、町長、副町長。議事録に書いています。先生の話の内容については私どもも前々日に初めて知ったこととございますと書いています。」と呼ぶ者あり】

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 0時59分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、町側の答弁を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 時間いただきまして申しわけございません。先ほどご質問あった部分、いわゆる行革推進委員会の会議の持ち方、あり方。それと、議会への対応についてご指摘ありましたけれども、答申前に外部有識者の考えを議会にも説明できる機会はありましたし、また、町が方向性を判断する議論において先ほどのご指摘の部分としては慎重性を欠いたというふうに思っており、結果として議会のほうへの配慮が欠けていたということについては、私どもも反省しなければならないというふうに思っております。今後、前にもお話ありましたけれども、情報の共有化とともに、私たちも会議の進め方、あり方、これについてはそのことが町民への影響も十分あるというようなことについては、十分今回のことを踏まえながら反省し、会議の持ち方については改めてこういうことがないように取り扱っていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員よろしいでしょうか。

○4番（大淵紀夫君） いいです。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） どんな場面になるのか想定していたのですが、こんな決着に、静かな決着で終わったところ思っております。

そこで、総合行政局もそうだし、山本理事には札幌から来たからなんて、私前に失礼なことを言ったけれども、しかしながら、札幌から来たような感覚で今の先ほどからやっている問題、このことを山本理事としてどのように見られ、今までこのやりとりを見てどのように考えているのか。山本理事の意見を一言聞きたいと思うのですがどうですか。

○議長（山本浩平君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 先ほど副町長が申し上げたことと同じ答弁になるかと思うのですけれ

ども、行革委員会とか外部有識者会議の進め方、手続的には問題がないものと思って進めておりました。ただ、議会の皆さんにご心配といたしますか、誤解を生じたということは素直に反省して、今後このようなことはないように十分配慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。吉田議員の質問に関連するのですけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業に際しまして、先ほどの説明で積算は国、道がしたものが町に下りてきて、各保育園がそれを使うというふうに説明を受けたと思うのですけれども、各保育園で賃金上乘せ分を決められるということによろしいですか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今議員お話しのとおりでございます。各保育所の実情に応じて各保育所において決定していくということでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） その補助金の使われ方のチェックはどのようにされるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 補助金のチェックについてでございます。うちのほうから保育所のほうに交付するときに、どういう形をとっていくかということの説明が足りなかったかもしれないです。具体的な賃金の改善内容について記載した処遇改善計画をそれぞれ保育所から出していただいて、それに基づいて交付する予定にしております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13ページの老人福祉費についてお聞きします。後期高齢者の関係も含めて老人福祉という形でお聞きします。きょうの新聞にも出ていましたけど、障害者福祉サービスの介護保険給付に係る特別地域加算金について。これはきのう担当委員会で説明あったみたいですけど私たち中身わかりませんし、新聞を見ると数百万円の負担金を払わないといけないと。財政にも負担ありますけどこの経過についてと、処理の仕方について伺います。

それと、19ページ、教育費の諸費の中1ギャップ問題未然防止事業。ギャップ問題とは具体的に何を指しているのかということと、内容は講演とアンケートしかないようですけど、この目的、そして、効果は何を目指しているのか。そして、今後の展開、継続性はどのようになっているのか。その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 1点目の障害者介護サービス費の特別地域加算の関係でございます。平成21年4月より厚生労働大臣が定めた地域における、そこに居住している障がい者が介護サービスを利用した場合において特別加算といたしまして基本報酬の15%を加算すると

いうことで21年から適用されたものでございまして、全部で10の法律がございまして。その中の1つで特定農山村地域、簡単に言いますが、特定農山村地域に該当する場合には市町村が交付する受給者証に特別加算という記載をしなければならなかったのですが、白老町がその特定農山村に該当していたのですが、それを確認していなかったことにより今回このような特別地域加算の算定誤りという形で出たわけでございます。きのう産業厚生常任委員会の協議会のほうでも説明させていただきましたが、金額としてはまだ確定金額ではございませんが、約550万円の未払い金が発生しております。この金額につきましては国が2分の1、北海道及び市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担するというようになっております。きのうの説明でもお話ししましたが、今規定の予算の中で精査をしております、その中で間に合うものであればそれで支払いはできる形になりますが、最終的に足りなくなる形になれば、また3月の補正予算のほうに上程させていただくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 19ページ、中1ギャップ問題の関係のご質問にお答えさせていただきます。まず中1ギャップ問題とは、小学校から中学校に進学したときに学習内容とか生活リズムが変わるということで、それになじむことができない子供たちが不登校になったりする現象、あと、小学校までに築いた人間関係が失われたり、小学校でリーダーの立場にあった子供が中学校に入ると先輩後輩の上下関係の中で自分の居場所がなくなるとか、学習内容のレベルが中学校に入ることによって教科別になって、上がるということで、そのような要因が一般的に中1ギャップと言われております。

それで、今回の事業につきましては、北海道の全額補助ということで行いますが、まず目的といたしましては4点持っています、この事業を実施していく中で中学校生活の不安をまず解消して、コミュニケーション能力を育てていくと。それから、個々の児童が抱えている中学校生活への不安の軽減に努めると。それから、他者とのかかわり方が苦手な児童への社会的スキル、人間関係づくりの能力の向上を図るとのことと、集団における人間関係づくりの能力の向上に努めるということとあります。それで、継続性につきましては先ほど答弁しましたように25年のモデル事業ということで、道の補助金は25年度限りですが、26年度以降、この前新聞記事等にも出ておりましたが、中学校の数学教員が小学校に入って行って中学校の授業の一部を教えておりましたが、小中学校による事業交流とか、小学校6年生の中学校の体験学習とか、お金がかからないことでやることはたくさんありますので、それらは26年度以降も継続してやりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今言った障がい者サービスの介護給付費の関係ですけど、内容はわかりました。だけど居宅介護というのは町内ではどういうところに影響のある、個人ではなく多分これは事業体なのか、何カ所あってどういうことになるのか。そして、今補正予算で処置

すると言っていますけど、それは、全て裏負担分は一般財源で追加になるのかということですよ。

それと、中1ギャップについて内容はわかりましたけど、説明の中で心に不安を持っているとか何とか言っていましたけど、今の答弁では全体のかかわりを言っているのか。それでは、前回の議案説明のときに心の不安を解消しますとこう言っていますけれども、個々の問題の対象、そして、全体としてのかかわり、この辺はどういうふうにされていくのか。前回心の不安ありますと。そして、今課長から答弁あった内容を見れば個々にかかわる部分が結構あるのです。そういう部分はこの中でどういうふうにされているか。全体の中で講演とか、今言ったように交流事業をやって終わってしまうのか。それであれば、ギャップの目的が掌握した中の全体を平均的なものの対象にしているのか。個々の問題のほうが大きいと思うのですけれども、その辺がどうかということですよ。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 特別地域加算の関係でございます。町内には3つの事業所がございます。この事業所につきましては、介護保険の事業所と同じようにホームヘルパーさんを派遣している事業所という形で町内に3つの事業所がございます。そのほか町外の事業所を利用している方がいらっしゃいますので、町内、町外合わせて約10の事業所に該当するということとなります。

先ほど補正のお話をさせていただきましたが、補正予算につきましては先ほど市町村が4分の1という形になりますので、550万円で全額仮に補正した場合におきましては、150万円弱の一般財源が必要かと思えます。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 全体的なものにつきましては、先ほど言った小学校6年生、中学校の交流等大きなものもあるのですが、個々におきましては個々の不安等を解消するためにスクールカウンセラーなり、スクールソーシャルワーカーとの対応等もあります。そういう活用をした授業、担任へのカウンセリング等も考えております。

また、生徒指導の機能を生かした教科指導の工夫だとか、生徒指導、それから、部活動、行事等を含めた、そのような交流活動も考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 中1ギャップの問題ですけれども、今説明を受けたけど、そうしたら、全体の中でギャップの目的を抱えていくということですね。個々の問題についてのカウンセリングというのはこの事業では配置にならないですよ。全体の中でいますよね。それも関連してくるということですか。流れとして体系的にどうなっているのかというのがよくわからないのです。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） これは、事業そのものは道からの委託事業です。その中においては、要するに子供たちが集団の中でいかに集団性を持てるか、集団の中のコミュニケーションをど

ういうふうにして図っていくか、そういうところに主眼が一つあります。

そういうことで、ここに今課長が説明したような事業を展開しているのですけれども、もっと私たちはこの事業を使いながら、今言ったこれまでやってきているソーシャルワーカーとか、それから、スクールカウンセラーだとか、それから、小中学校における不登校にかかわる部分で中学校と小学校がどのようなかかわりをしていくべきかとか、そういうふうなことも含めて今具体的に進めております。これは年間の事業としてもそうなのですが、それぞれの時期ということが一つ、4月から5月のかかわりのちょうど小学生が中学校に上がってきたときのその時期、それから、2学期が始まるときの子供たちが変化をする時期、そして、今これから具体的に6年生が上がってくる、そういう时期的なところを含めて個別指導も含めて小中学校で教師の研修も含め、それから、子供たちへの指導といいますか、そういうものも行って進めております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 22ページの1目林業施設災害復旧費ですが、これは、場所はどこですか。おそらく、私の直感では、町有林の一番最後の新設道路の災害かと思ったのですが、確か2年くらい前も災害復旧やっているはずだけれども、あの場所かどうか確認したいのですが。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 災害の場所ですけれども、これは十二間の奥に入った石山のほうの町有林のところですよ。そこの町有林の基幹作業道という形で、これにつきましては災害を受けたところとはまた違うところが破られたという形でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 何年か前にやったところでしょう。あの続きでしょう。あの道路は、要は町有林の択伐した最後の道路です。最終道路。あの道路は土盛りした道路だから幾ら直しても壊れるのです。前にも私そう言っていると思うのだけれど。択伐施業して、あれは植林していないよね。ですから幾ら直しても壊れるのです。私も何十年もやってきている人間だけ。だから、あんな道路投げればいいのです。投げて、次に択伐施業するのはまた30年後だから。25年か30年後。前の択伐施業はやりすぎだと私質問したことあるのだけれど、要は択伐施業といったら40センチ狩りからやるのだけれども、あそこは25センチぐらいから取ってしまったのです。余分に。ですから、私はあれはやりすぎだと言った記憶があるのですが。あの道路は最後の道路で、幾らつくっても壊れるのです。言うなれば土盛り道路だから。あの頃、どこから銭こ持ってきてつくった道路なのだけれども、あの道路は投げておいたほうがいいです。私の感覚では、使う必要もないのだから。間伐専用の、一番奥で択伐施業をやるためにつくった道路なのです。ですから、十分検討して、こんな道路は金をかける道路ではないです。そして、最後の道路だし。ほとんど使っていないでしょう。択伐施業以来1年に1回も行っていないはず。行っても車1回ぐらいだと思っただけ。間違っていたらごめんなさい。あそこであれば、あの道路はもう投げるべき。そして、20年か30年後の択伐施業をやるときに改めてブルでちょっと押せばいい道路だから。それは補助金もらってやったかもしれないけれども、

目つぶって投げたほうがいい道路なのだ。これは私のアドバイスだけだ。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） ちょっと私の説明が悪かったですけれども、これはおとしあたりに補助金をもらって作業道をやらせていただいた基幹作業道の部分で、その奥には民有林がありまして、そこに行くための作業車も入っているものですから、その中で今回の 12 月 25 日の雨で路肩決壊とか、路体の洗堀とかがありましたので、その手直しをさせていただきたいという形で、言ったとおり民有林の作業もありますので、そこについては補修させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 10 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議 10-1 でございます。議案第 10 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）。

平成 25 年度白老町の一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 119 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 5,476 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 12 月 13 日提出。白老町長。

今回の補正につきましては、12 月 4 日、町民プールで通常の点検を行っていたところ、平常時の水量よりも特に弱まっていたため、何らかの異常が発生したということですのですぐにボイラー業者を呼びまして館内の点検を行ったところ、男女シャワー室の暖房配管の水漏れが発生しました。これによって業者に依頼して応急措置をとろうとしたのですが、そういうことはできず本格的な復旧をしなければいけないということで今回の補正に至っております。

また、現在は開館中でございますけれども、シャワー室についてはドアを開けてプールから来る温風を利用して、若干寒いのですが、そういう対応をしながら、開館を行いながら補正後直ちに修繕を行うという工事でございます。

次に、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。6 ページ、7 ページです。10 款教育費、6 項 2 目体育施設費、体育施設維持管理経費 119 万円です。ただいま説明したとおりボイラーの修繕料でございます。これについては一般財源でございます。

戻りまして歳入。4 ページ、5 ページでございます。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、普通交付税 119 万円でございます。ただいま 4 号補正で議決をもらった時点で交付税 4 号補正 823 万 9,000 円を戻しておきまして、4 号補正終了時で普通交付税の保留額は 1 億 3,344 万 8,000 円でしたが、今回 5 号補正によって 119 万円を支出することによりまして留保財源が 1 億 3,225 万 8,000 円となります。これらによって、留保財源ということで今後の補正財源となります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 2 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 2 号でございます。平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 25 年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 112 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 6,849 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 12 月 6 日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 7 ページの一般被保険者国保税過誤納金、これは直接関係ないと思うのですけれども、ちょっとここでお聞きします。先日、担当の委員会で国民健康保険の国庫負担金等の過大交付についてということで委員会協議会あったみたいですけど、これは制度が変わったのか内容わかりませんが、これは本来ならば全員協議会でみんな理解されたほうが良いと思うのです。国民健康保険の関係ですから。それで、この内容をちょっと教えてほしいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 先日、産業厚生常任委員会協議会のほうで国民健康保険の国庫負担金等の返還について、経緯と今後の予定についてご説明させていただきました。今前田議員のほうから全員協議会でというようなお話だったのですけれども、多少説明した内容をここでご説明させていただきたいと思います。

今回の国民健康保険の国庫負担金の返還につきましては、会計検査院の实地検査が平成 22 年 6 月道内市町村に対して実施されました。その中で当町は受験対象となりませんでした。調査結果に基づきまして減額調整率の適用誤りということですのですけれども、これについてはまた後で説明させていただきたいと思っておりますけれども、国庫負担金等が過大となっているとの指摘を

受けたところでございます。

その後、会計検査院の指示によって平成 23 年 10 月に調整率の全道調査、24 年 10 月には過大交付額の追加調査、25 年 8 月、過大交付に係る数値等の確認依頼があって、平成 25 年 10 月には会計検査院による厚生労働省に対する措置要求がなされました。その中で検査の結果として、道内では 163 市町村等が過大交付となっているものでございます。

そのほかに北海道だけではなく、減額調整率の適用誤りが 6 都道府県であったものですから、最終確定までにやはり 3 年 4 カ月ほどの時間を要して、今回、内閣総理大臣のほうに報告されたということでございます。

実際に白老町の過大交付となったものにつきましては、返還予定額と返還対象年度ですけれども、療養給付費等負担金、これは医療費に係る国の負担分ですけれども 290 万 7,864 円。これは 18 年度から 21 年度分でございます。それと財政調整交付金、これにつきましては 165 万 8,000 円、19 年度から 21 年度分でございます。合計、まだ最終確定になっておりませんので、返還予定額としては 456 万 5,864 円ということでございます。

先ほどの減額調整率ですけれども、これにつきましては国が省令で減額調整率を定めております。その減額調整率を適用するものは地方単独事業と言いまして、重度心身障がい者、ひとり親家庭の医療費、乳幼児等の医療費の助成を行っておりますが、それを行うことによって一般的にこういう措置を実施していることを負担軽減措置と言われております。それに基づきまして、本来そういう助成事業をやっていない市町村と比べて、やっている市町村については病院にかかりやすいという一般的な傾向がありまして、その医療費増分を波及増と言っているのですけれども、それを負担割合に合わせて減額調整率を掛けて負担金なり交付金なりをいただくような形になっております。その中で、本来省令で定めている負担割合があるのですけれども、それに減額調整率が入るのですけれども、その負担割合が平成 16 年 10 月に町単独事業が大幅に改正されました。そのときに、本来定率制と定額制、例えば定率制というのは、実際に当町で行っております課税世帯で 1 割負担いただいております。非課税世帯もしくは 3 歳未満につきましては定額の初診時一部負担金をいただいております。また、入院となると限度額が 4 万 4,400 円とかになっておりますので、そういう中で定率、定額制が混在した制度改正となったことにより、事務の煩雑、すごく複雑なことになったものですから、道が各市町村の地方単独事業の実施状況に着目した一覧表を作成しました。その一覧表に個々人の負担額を積算しまして、今減額調整率の表がないからちょっとわかりづらいかと思うのですけど。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 大体わかりました。返還金がどういう形で町に影響あるかということと、今るる話していると、個々加入者に何か間接的、直接的に影響がいくのか。あるいは町の国保会計に影響があるのか。その 3 点だけ端的に答弁してもらえればいいです。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回の返還金につきましては、特に被保険者に負担を求めるものではございません。国保の財政運営の中で決算のときに国保の一般財源という形になりますの

で、この部分は財政運営、今後の決算見込みの中でどういうふうに影響してくるか。多少は影響すると思います。500万円ですので。そういうことになります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 道が今るる説明あった部分の解釈が、市町村に適切に指示されていなかったからこういう状況になったということですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 前田議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,766万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月6日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤でございます。7ページ、今回の補正で連合への事務費負担金が150万円減だと。先ほど一般会計の中にもありましたけれども、高齢者の医療給付負担金2,000万円減。こういうふうになっているのですが、これは安定化基金積立金の中の81億円を取り崩して実施した結果こういうふうなことが起きるのかというふうな読み方をしているのですが。広域連合議会は今ずっとやっていたところですが、その報告を見まして確認のために質問したいのですが、来年の見直しの中で高齢者医療の保険料が11%程度増になるというふうに議論されているのだそうです。これは11%上がったらすごく大きな負担かと。基金の残もあと22億円ぐらいしかないと書いてあったのですが、それはそれとして、しかもことし2月に保険料軽減の特例措置というのが全廃する。それを順次縮小していく方針を立てたということですが、ずっと読みますと、これで9割軽減の人で全道的には30万人に影響するというふうに言われているのです。そうすると町も相当な影響を受けるというふうに思うのですが、町への影響というのはどんなふうを考えられているのか。わかりましたら答えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今後の制度改正の中での軽減の縮小ということだと思いますけれども、ちょっと金額的なものかどうかは言えませんけれども、縮小されるということは白老町の負担が軽減されて、本人、被保険者の負担がふえるということになると思います。ですから、逆に言うと、町の負担は減るということになるろうかと思えます。その実際の数字までは持ってきておりませんので、まだ明確に示されておりませんので、縮小となるとそういう形になると思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） これからだということで問題はこれからになるわけですが、ただ、白老の場合低所得者の人たちというのはかなり多いと思いますので、こういうふうなことが起こるとどういう状況が起きるのかということは、やはり事前にちゃんと押さえておかなければならないというふうに思うのです。そのことでいうと、北海道の後期高齢者一世帯の所得というのは全国で36番目だそうです。平均よりもずっと低くなっていると。その58%は公的年金控除所得額が120万円以下だということ、この暮らしというのは大変なものだろうと。白老も大体このような状況なのかと。被保険者が年2万人ずつふえていくということだそうですが、そうすると大変だという心配があって、軽減の特例措置が全廃になるとこの影響という

のは相当なものではないかという気がしています。

もう1つお聞きしておきますけれども、制度開始から23年度まで均等割と所得割の比が50対50、平準化していた。ところが24年、25年のものを見ますと、均等割52.5%、そして所得割が47.5%になっているのです。これは逆かと思ったのです。均等割が高くなれば低所得者の人がすごく困るわけです。所得割のほうが高くなるのであればわかるのだけど。ところが国のほうでは55対45にしろというところまで主張しているそうですけれども、それが、今均等割が52.5%と2.5上がったわけです。そうすると、これは広域連合が決めることだから仕方がないのだけれども、これはもう実際に実施されているわけで、これを町の影響としてどんなふうな見解を持っているのか。そこの部分を伺いたいのです。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 均等割と所得割ということでございますけれども、均等割に対しては法的な軽減措置がされております。ですから、所得割、均等割が五分五分というのが理想的な体系だと思いますけれども、ただ、全体的な医療費の見込みを立てた中で所得の状況だとかも緩和した中でそういう52.5対47.5ということになろうかと思っておりますけれども、これが逆に均等割が下がると今度は減額軽減措置では軽、減を受けられる方は被保険者の負担が少なくなるかと思っておりますけれども、その辺はやっぱ全体的な中での52.5対47.5という形になろうかと思っております。町としてこれがどういうふうに影響するかというよりも、被保険者の方々がどういう負担になっていくかということになろうかと思っております。それに合わせてもし軽減がふえるのであれば白老町はその4分の1を負担していますので、その分は影響があらうかと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○委員（斎藤征信君） 均等割が大きくなるのも高齢者の低所得者に対する救済というものがあるからだという話なのです。そうすると、低所得者の救済措置というのはどういう状態なのか。本当に間に合うだけのものがあるのか、救済されているのかということなのです。今度、年金は下がるわ、消費税は上がるわということがかぶさってくる。全部それはそういう低所得者に負担が重くのしかかってくる性質のものです。そういうものもかかってくると低所得者が救済されているというふうなことが実証されていなかったら、ただ言葉の上だけで救済されているのだからということでは成り立たないのだろうと思うのです。そうすると、本当に町としての措置というのはどういうふうにしなければならないかと。そのあたりをしっかりと立てなければならないというふうに思うのですけれども。これはこれからの問題なのかもしれないけれども、実際にそういうところに低所得者が置かれていると。後期高齢者ですからもう収入がないわけですから。ですから、そのあたりの対策というのをもっと考えるべきではないかというふうに考えるのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者医療制度につきましては、町独自でやっている医療制度ではありませんので、広域連合と連携してやっている医療保険制度でございますので、全道

の中で白老町も大変な、やっぱり高齢者の方の所得が非常に少ないということで、やはり軽減を受けている方も被保険者の全体の70%ほど軽減措置を受けております。ですから、所得がかなり低いかと思えますけれども、ただ、それらを何かの形で広域連合に要望しても、その辺がどうというふうに取り扱われるかわかりませんが、新たな後期高齢者に対しての町独自の何か制度を、助成するとか、軽減措置をとるようなことはかなり今の財政状況では難しいかと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第4号でございます。議案第4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年12月6日提出。白老町長。

次のページをお願いいたします。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(延滞金に対する経過措置)

2 この条例による改正後の白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明です。

地方税法の一部改正に伴い、税外諸収入金の徴収に係る延滞金及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0. 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。</u>）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。</u></p>

白老町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正関係）

改正前	改正後
-----	-----

<p>附 則</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 条文の改正の云々ではなくて、議案第4号の説明資料がついていますが、後期高齢者の医療保険料に係る延滞金を取りますとこうなっています。非常に私も含めて今高齢者の生活が苦しくなっています。70歳以上の医療費が今度2割とか、年金がスライド物価で下がると非常に厳しい状況となっているのですが、この後期高齢者の保険料、町の場合は、もし滞納、未納があれば相当になっていると思いますけれども、現実には後期高齢者保険料で延滞金をかけているという実態はありますか。もしあれば、何件で、それをかけなければいけなかった等々ということがあるのかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者医療制度における保険料の延滞金でございますけれども、20年度からこの制度はありますけれども、現実的に延滞金を付加したというか、かけたことは実際には1件もございません。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 滞納はあると思うのです。多分親身な相談でそういうことにしていないと思いますけど、現実的に延滞金をかけていないということは、今言ったように親身な収納の相談に応じていたと思いますけれども、実態としては延滞金がかからなくても未納されている件数で、それに近いような実態の生活のレベルというか、そういう世帯があるのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 後期高齢者の関係ですけれども、未納になるという状況が、例えば突然体調を崩して病院にかかってしまったりとか、入院してしまったりとか、そういうことがやはりなかなか今、それこそ収入的にも年金も少なくなっているような状況ということもあると思いますけれども、やはりそういう急な事態の変ったことによって、やはりどうしても払いたくても払えないような一時的に経済的な困窮が生じている中での未納者が多いと捉えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、今回も改正になっていますけれども、機械的には延滞金はかけないと。その人の生活実態によって十分な収納相談を受けて対処していくというように理解してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回の延滞金の関係の改定は、逆に率的には下がってございますけれども、下がったからといって延滞金をどうのこうのではなくて、やはりケース・バイ・ケースでご相談を受けながら本税のほうを納めていただくような体制をとっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議5-1でございます。議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年12月6日提出。白老町長。

下の行ですが、附則。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

次のページの議案説明です。消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、同政令を引用している条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議願います。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準） 第29条の3 略 （1） 略 （2） 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端 （3）～（5） 略 2～6 略	（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準） 第29条の3 略 （1） 略 （2） 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端 （3）～（5） 略 2～6 略

<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の4 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の4 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>
---	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この条例についてどうのこうのというより、むしろこの住宅用の火災報知器、防災報知器、白老町は今現在どのくらいの割合で設置されているのか。

それと、実際に設置されて、この効果というものが白老町内であるのか。そういうものももう少し教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 白老町の設置率につきましては、これはいろいろな調査をしておりますけれども、例えば消防団員の方が春または秋の火災予防期間中に一般住宅等の防火査察を行いまして、そのときに、ついている、ついていないの確認等々で調べておりますけれども、約90%以上は白老町につきましては設置しているという状況です。

それから、奏功事例でございますけれども、やはりそれが鳴ったことによって未然に防げたということが当町においては2、3件ございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 90%ぐらい設置していると。非常に高い設置率だと思っているのですが、ただ、白老町は高齢者が多いものですから、設置する場所が本当に適正かどうかというところが非常に難しいと思うのです。それで、大変申しわけないのですが、高齢者の方々にとって、一番こういうところにつけたほうがいいですよというようなポイントというか、そう

いうものがあつたらその辺を教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 住宅用の火災警報器を設置する場所につきましては条例で決まっているのですけれども、寝室の部分と、それとまた寝室が2階にある場合にはその寝室と、寝室に繋がる階段のところということが義務設置になっております。これはなぜかと言いましたら、普通一般的に火を使う台所とかそういうふうなところが一番先ではないかというふうな考えもあるのですけれども、この住宅火災警報器の目的というのは就寝中の火災の焼死者を防ぐというような目的がありまして、そういうことでまずは寝ているところにつけてもらうということになっているのです。煙や何かは充満する形になっていますので、垂れ壁や何かのないところの中央部分、そういうようなところにつけていただければいいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 諮問第1号であります。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年12月13日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山39番地438。氏名、但馬まや。生年月日、履歴については記載のとおりでございます。履歴調書の詳細の朗読は省略いたしますが、公職歴、平成23年4月から人権擁護委員ということで、現在も人権擁護委員でございます。団体歴としては平成25年4月からNPO白老消費者協会の事務局長を現在もしております。

なお、白老の人権擁護委員につきましては、今現在5名おられまして、そのうちの1名の但馬まやさんの任期が平成26年3月31日で任期満了となるということで、今議会で意見をいただいて推薦を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑のございます方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 済みません、つまらないことを聞きます。任期は何年かということと、残りの4名の方、その方々の任期はそれぞれいつまでか。それだけお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず、任期につきましては3年でございます。

それと、他の委員の任期につきましては、2名の方が26年9月30日まで、残りの2名の方が28年3月31日まで。今回、但馬さんが、先ほども言いましたけれども、26年3月31日ということで、4月1日から3年間という任期でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件につきまして意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 14、報告第 1 号 定期監査の結果報告について、報告第 2 号例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果を同条第 9 項の規定及び地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を同条第 3 項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件について何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 1 号、報告第 2 号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第 1 号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第 15、承認第 1 号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり関係機関への挨拶等が予定されております。

承認第 1 号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第 13 号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を
求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 16、意見書案第 13 号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 13 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）。

地域経済の活性化を目的にした「住宅リフォーム助成制度」は、全国の自治体の約 3 割にのぼり、道内でも 45 自治体を実施するなど急速な伸びを見せています。

制度は、住宅リフォームをしたい住民に自治体が一定額の助成をするものです。工事を地元
の中小建築建設業者に発注するのが条件のため、不況による仕事減で困っている業者から歓迎
されています。導入した自治体では助成枠を超える応募が殺到し追加補正を組むところも少な
くありません。

2013年度からスタートしたあるまちでは、当初予算に対し同額補正を行い、補助額 1,980 万
円に対し総工事費（見積）が約 1 億 6,629 万円となり、経済効果は 8.4 倍となっています。

リフォームに対する助成制度は、耐震、省エネ、バリアフリーといった住宅環境の向上、整
備という側面だけでなく、地域経済の活性化や雇用安定にも大きく貢献するものです。

全国に先駆けて県レベルで実施した秋田県は、自然災害の住宅被害の復旧工事も対象とする
など制度を拡充しています。

よって、北海道においても、地元中小業者への発注を要件とした住宅リフォーム助成制度を
創設し、地域経済の活性化を図ることを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 13 号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 14 号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と
「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 17、意見書案第 14 号 「要支援者に対する介護予防給付継続」
と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 14 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）。
標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）。

8月6日付「社会保障制度改革国民会議」の報告書によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである」として要支援者を介護保険サービスから外すことを明確に打ち出しました。

このことは、①、要支援者こそ、適切な介護を受けることによって廃用症候群や引きこもり等、心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としている人々ですが、報告は一律に要支援者から必要な介護を奪うものです。

②、要支援者の中には、介護保険サービスを利用し、独居で頑張って暮らしている方が多くいます。要支援者から介護サービスを奪うことは、これらの方々の自立した生活を奪うことを意味するとともに、介護保険の本来の趣旨に反するものです。

③、限られた介護保険財源と人材の中で、新たな地域包括推進事業（仮称）を立ち上げ運営することは、ただでさえ厳しい自治体財政をさらに圧迫することになりかねません。そして、従来の介護給付費に比べ大幅に引き下げざるを得ない給付費で果たして必要なサービスを確保できるのかも見通しが持てません。このように介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念されます。

④、大よそ4分の1の利用者が介護保険サービスから外されることになり、多くの介護事業所の経営を直撃することは間違いありません。そして介護事業所の倒産と、そこで働く介護労働者の失業が懸念されます。その結果、ただでさえ足りない介護労働者の離職を促し、ますます利用者から必要な介護を奪うのではないかと危惧されます。

また、報告では「制度の持続可能性や公平性の視点から、一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべき」としていますが、実際には介護保険料も大幅に引き上げられており、その上、消費税引き上げも前提とした上にさらに利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことにつながるのではないかと懸念するものです。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

- 1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2、利用者負担をふやさないこと。
- 3、介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 14 号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 15 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開
に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 18、意見書案第 15 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3 番、斎藤征信議員。

〔3 番 斎藤征信君登壇〕

○3 番（斎藤征信君） 意見書案第 15 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源の涵養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには森林・林業を国家戦略と位置づけて国の「森林林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要請する。

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値 3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を初めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないよう必要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発展のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 15 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎各常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、各常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、白老町小学校適正配置計画（案）について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、参考人の職氏名、7、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりであります。

8、調査結果及び意見、本委員会は、平成 25 年 5 月 31 日の全員協議会において、白老町小学校適正配置計画（案）の説明を受けた後、所管事務調査を行い、所管である教育委員会からさらに詳細の説明を受け、本計画で優先して統合を進める社台・白老地区の 3 校（社台小学校、白老小学校、緑丘小学校）の P T A 役員を参考人として招致し、各校の統合に対する意見を聴取したので、その内容を報告する。

（1）、小学校適正配置の検討経過。①、平成 14 年度に白老町小中学校適正配置基本計画が策定され、小学校は町内各地域に 1 校（社台、白老、萩野、竹浦、虎杖浜）が望ましいとし、白老小学校と緑丘小学校の統合の取り組みが開始された。また、中学校は町内に 2 校が望ましいとし、森野小中学校は平成 15 年 3 月に閉校となった。しかし、白老小学校と緑丘小学校の統合は平成 15 年 2 月に町民による検討委員会から統合案が答申されたものの、財政状況等の事情で進展は見られなかった。

②、平成 17 年度に行政内部に白老地区小学校適正配置のための検討会議が設置され、平成 18 年 3 月に白老地区の統合小学校は緑丘小学校を活用することが望ましいとの報告書がまとめられた。また、中学校の適正配置について、統合の緊急度は小学校よりも中学校のほうが高いという考え方が出された。

③、さらに平成 18 年 5 月に町長部局と教育委員会が白老地区における小学校の適正配置についての方針をまとめ、小学校の適正配置は白老地区だけでなく全町的な視点に立って議論を深めていくことが不可欠とされた。

（2）、小学校を取り巻く教育環境。①、本町の出生数は平成 14 年には 132 人であったが、平成 23 年には 78 人と約 40%も減少し、児童数も平成 15 年には 1,096 人であったが、平成 24 年には 751 人、マイナス 31.5%と大幅に減少している。

②、小学校施設の状況は、耐震性に問題がないのは 55%であり、耐震改修が急務となっている。また、校舎の老朽化が進んでおり、特に白老小学校校舎、体育館は老朽化が著しい状況である。

③、小学校の学級数の今後の見通しについては、町内全体で平成 24 年に 36 あった学級が平成 33 年には 29 学級となり、複式学級が増加する。

(3)、小学校の適正配置の方針。①、小規模校は、きめ細やかな指導などがメリットとして挙げられる。このメリットは一定規模の学校においても可能であるとしている。また、デメリットはさまざまな集団の編成、多様な学習活動の展開、集団の中での切磋琢磨の機会が少なくなり、クラスがえができないことによる各自の役割や位置づけが固定化しがちとしている。

②、複式学級のデメリットは先生から直接指導してもらえない時間があり、児童にとって特別の訓練や慣れが必要であるほか、球技や学習発表会などは学年、クラス単位で行えず、また、教員の指導における負担の増、学校体制が安定しないとしている。

③、学校適正規模のあり方については、多様な個性と出会うよう効果的なクラスがえができ、基本的には各学年2学級以上が望ましいとしている。

(4)、小学校適正配置の基本的方針と進め方。①、適正配置の検討は、町内全小学校6校とし、同一学年の複数学級による運営を基本とする。

②、当面、複式学級が最も多い社台小学校、老朽化し教育環境が著しく悪い白老小学校を含めた社台・白老地区の3校（社台、白老、緑丘小学校）を優先し、早期に統合を進める。

③、萩野、竹浦、虎杖小学校は、複式学級の状況を見ながら今後の適正配置を検討していく。

④、統合の際の校舎は、既存の学校施設を活用する。

(5)、当面の小学校統合の方針。①、当初示された計画（案）では、社台、白老、緑丘小学校の統合目標年度を平成27年度としていたが、地域、保護者等への説明や協議を通して理解と納得に基づく統合とするため、統合年次を平成28年4月1日に変更する。

②、統合後の小学校の施設は緑丘小学校とする。

(6)、社台・白老地区の3小学校統合の進め方。①、保護者や地域住民などに小学校適正配置の必要性を説明し理解を得る。統合目標年度、統合後の学校施設等に関する基本的な事項について理解を得た段階で、3校のPTA会長から統合及び準備委員会設置について応諾書を提出してもらう。

②、準備委員会は、保護者や地域、学校の代表などで構成し、統合の具体的作業に当たり統合への円滑な移行に向け協議を行う。

③、統合に向けた課題としては、通学に関して社台小学校はスクールバスとし、白老小学校は徒歩通学とする。鉄道横断箇所は、役場前歩道橋、白老駅跨線橋の2カ所とし、早期に改修を行う。改修が終わるまでは通学指導員を配置する。

④、校名は白老小学校とし、校歌、校章も同校のままとする。

(7)、参考人の意見。社台、白老、緑丘小学校のPTA役員を参考人として招致し、意見を聞いた結果は次のとおりである。①、社台小学校、ア、統合の賛否は半数程度で分かれている。イ、役員では平成30年前後をめどに賛成しようという話になったが、白老小学校と緑丘小学校の統合後の合流は避けたい。ウ、子供に目の行き届く小規模校をメリットと考えている。エ、複式がよいとか、単式の学級がよいとかの話はなかった。オ、規模が大きくなるといじめ等が心配である。カ、緑丘小の校舎、白老小の校名・校歌・校章としているが、社台小のものが無い。キ、通学はスクールバスが出ると便利で、中学校もスクールバスになれば便利になるが、

何かあっても迎えに行けないことが心配。ク、平成 27 年度の統合ではなく、1、2 年延ばせるのであれば話はまとまっていくと思う。

②、緑丘小学校。ア、計画案の平成 27 年度統合、施設は緑丘小を使う、校歌・校章は白老小という一つ一つの内容をアンケートして、その結果に基づいて考えていく段階である。イ、白老小の現状、子供の安全を考えるとやむを得ないという考えがある。ウ、10 年前から統合の話が出ていて、統合を考えるとときに歩道橋、線路の問題がある中で検討がされてこなかった。エ、27 年度に固執していて、せかされている感覚が非常にある。オ、統合に関して、白老小の安全面であるとか、メリット、デメリットなどわかりやすく丁寧に根拠を訴えていく必要がある。カ、子供たちの教育環境を考えるのが第一。大多数の保護者が賛成しているが、早急に進めていく熱意が伝わってこないのがごくしゃくしている原因。キ、校名の条件には多少違和感を覚える保護者がいる。

③、白老小学校。ア、校舎の老朽化が著しい。体育館、廊下、教室まで雨漏りしている状況で、一刻も早く改善が必要である。イ、子供に関しても少人数より大人数で、多くの友達づくりであるとか人間関係を養成できる。ウ、緑丘小に統合することで通学の問題がある。歩道橋の問題であるとか不安材料がある。教育委員会でしっかり示してもらいたい。エ、通学路の整備等の条件が整えば大半が賛成だと思う。オ、学校施設の耐震化などを考えれば早く統合したほうがよいと思うが、11 月に各校から応諾書が出て 27 年の統合は時間的に難しいという意見がある。カ、本当は P T A のほとんどは建てかえをしてほしいと思っているが、それはどう考えても現実的な話ではないと思っている。キ、通学で踏切の問題、日の出の子供、低学年はスクールバスに乗せてもらえるなど考えてもらいたい。ク、課題をクリアしての応諾でない保護者は納得しないと思うので、教育委員会と協議していく。ケ、特別支援、ことばの教室など、指導してもらえる学校の体質を残してもらいたい。

④、3 校共通の意見。ア、通学路等の整備などの課題を応諾後の準備委員会で整理していくことは、保護者の理解が得にくい状況である。イ、教育委員会の説明が保護者の理解につながらない状況で、今後、誠意ある対応を求めたい。ウ、説明会の対応だけでは、保護者の出席が少人数のため理解の浸透に限界がある。

(8)、本委員会からの意見。本委員会では、8 回の調査において質疑、参考人意見聴取、議論等を行った結果、以下のとおり意見をまとめた。①、小学校は各地区 1 校の見直しについて。小学校は各地区 1 校が望ましいという方針の見直しについて、小学校は各地区の地域活動、文化活動などの核になる施設であり、各地区 1 校が理想と考える。しかしながら、現在の少子化の状況、よりよい教育環境の整備・充実を考えた場合、見直しはやむを得ないものと判断する。

②、社台、白老、緑丘小学校の統合について。児童数の減少が進む中、1 学年複数学級の維持など教育環境の整備を図るため、一定の学校規模とする適正配置は必要と考える。社台、白老、緑丘小学校の 3 校の統合は、児童数の減少による学級数の減少、複式学級の解消、白老小学校の著しい老朽化などさまざまな教育環境の課題がある中で、これに対応するための 3 校統合であり、総合的に判断して理解できるものである。

③、統合に当たって配慮すべき事項。ア、3校の参考人からの意見では、統合に賛成していない保護者がおり、社台小学校の保護者は賛成と反対に意見が分かれている状況である。社台地区は地域から小学校がなくなることに対する反対や小規模校による教育を評価している保護者もおり、統合に対する説明を十分行い理解を求める必要がある。イ、保護者説明における応諾書の提出については、条件整備等の課題が保護者から出されている状況であり、丁寧な説明と対応をもって応諾書提出の手続を進めるべきである。ウ、白老小学校は老朽化が進み、雨漏りの問題など教育施設として著しく悪化している現状である。統合までの間の環境改善を図るべきである。エ、白老小学校の保護者からは、通学路に対する不安が大きい。歩道橋、駅跨線橋、ポロト踏切など、通学路としての安全対策が求められており、早急に改善計画を示し理解を得るべきである。このことは、緑丘小学校の保護者からも白老小学校の通学路の状況を理解し、改善すべき点として意見が出されており、子供を安全に通学させたいと願う親の気持ちとしては当然のことである。オ、当初計画(案)では、統合目標年度を平成27年度としていたが、統合目標年度にこだわらず保護者の理解を得ることを優先すべきであり、保護者への説明、協議を通して統合年次を平成28年4月1日に1年間延ばす決定をしたことは理解できる。一方で、白老小学校の状況は一日も早く改善しなければならない状況であることから、保護者の理解を得るための努力を全力で行うべきである。カ、統合に当たっては、ことばの教室、特別支援学級、教員の加配などの配慮を講ずるべきである。キ、児童数の減少が進む中、クラスがえがでる複数学級を維持・継続していくには小人数学級の検討が必要不可欠である。また、こうした地域の状況を踏まえ、北海道教育委員会等に対して小人数学級の要望を行うべきである。ク、統合の準備委員会には、今後小学校に入学する園児等の保護者も参加して準備を進めることが必要である。

以上であります。

○議長(山本浩平君) 次に、産業厚生常任委員会西田祐子委員長、お願いします。

[産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(西田祐子君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、成年後見人制度について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。(1)、成年後見人制度の改正経緯と市民後見人制度の位置づけ。平成12年4月に施行された成年後見人制度は、民法に規定されていた禁治産、準禁治産制度を大幅に見直した。従来は重い精神障がい等がある人に限定され、保護の内容も硬直的であり、宣告を受けると戸籍に記載され、費用の負担がかかるなど関係者に強い抵抗を感じさせる制度であった。一方、自分のことは自分で決めて生活したいという自己決定権を尊重する動きが広がり、これらの社会情勢から、権利擁護の分野において本人の状況に応じた利用しやすい制度が求められる状況となった。また、平成12年4月に介護保険制度が施行され、それまでの措置

制度から契約制度への転換に伴い、認知症高齢者が介護保険制度を利用する場合、契約時に後見人を立てなければならないなどの問題から、介護保険制度と成年後見人制度は補完関係として同時に施行された。さらに近年、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や知的障がい者の利用も加わり、成年後見人制度の利用者が増加する傾向にあり、専門職後見人の担い手不足を補うため、平成 23 年度に老人福祉法の一部が改正され、市町村の努力義務として市民後見人の育成及び活用の取り組みについて整備を行うことが規定され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

(2)、成年後見制度とは。認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法律的に支援するものである。成年後見人の役割は、本人の生活・医療・介護・福祉等生活状況に配慮しながら財産管理を行うことや契約を結ぶなどの法律行為に限られており、日用品の購入や食事の世話など日常生活に関する行為は除かれる。制度は 2 通りあり、概要は次のとおりである。

①、任意後見制度は、将来に向けて判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ選んだ任意後見人に代理権を与える任意後見契約を公証役場で結んでおくものである。

②、法廷後見人制度は、本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所に審判の申し立てを行い援助者が選ばれる。本人の判断能力に応じて、後見、補佐、補助の 3 種類がある。ア、申し立てできるのは本人、配偶者、4 親等内の親族、検察官、市町村長等であり、費用は申立人の負担となる。イ、後見人は、財産目録の作成、以後の財産管理や契約に関する計画と収支予定などを裁判所に報告し、助言・指示などを受ける。ウ、財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなどの民事責任や業務上横領などの罪を問われることもある。エ、任期は本人が判断能力を取り戻すか亡くなるまで責任を負う。オ、制度の適正な運用を図るため、東京法務局において成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などを登記する成年後見登記制度がある。

(3)、市民後見人制度とは。市民後見人とは、親族でない第三者が地方自治体による養成と継続支援体制のもと、個人の責任において地域社会・ボランティアの一環として、日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心となる事案、紛争性のない事案等必ずしも専門性が要求されない事案の後見業務を行うものである。

(4)、市町村の役割。平成 24 年 4 月 1 日から施行された改正老人福祉法では、市町村が主体となり市民後見人の育成及び活用を図るため、地域のニーズなど実態を把握するとともに、家庭裁判所・弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の団体と連携をとり、協議を行うなど地域に合った取り組みに努めることが義務づけられた。市町村に求められる具体的な役割は、主に次のとおりである。ア、市民後見人の活動を支援するために専門職による支援体制を整備する。イ、地域のニーズの受け皿となる後見実施機関を設置し、指導・監督等を行う。ウ、市民後見人を育成するための養成研修と終了後のフォローアップ研修を行う。エ、後見等の業務ができる者を家庭裁判所に推薦し、また、後見実施基幹等からの支援を受けさせる。

(5)、白老町の取り組み。白老町の高齢化率は、平成 25 年 8 月末現在で 36.74%に達して

おり、高齢者の認知症疾患が増加傾向にある。また、精神障がい、知的障がい、高齢者の単身世帯の方々がおり、できるだけ早く制度を確立する必要がある。まちから示された「市民後見人制度に関する取組予定」によれば、今年度以降の主な取り組みは次のとおりである。

平成 25 年度、成年後見・市民後見人制度の周知、理解を図るための講演会の開催、制度に係る情報収集、市民後見人のなり手の掌握、市民後見人を必要とする方のニーズ調査。

平成 26 年度、市民後見人制度検討会議の設置と取り組みの検討。北海道との共催による市民後見人養成講座の開催。市民後見人のなり手の確認と必要とする方のニーズの把握。

平成 27 年度以降、財政的裏づけがされた後、実施機関の立ち上げ、フォローアップ研修の開催など。

(6)、委員会の意見。今年度より、所管課では市民後見人のなり手の掌握と市民後見を必要とする方のニーズ調査、成年後見・市民後見人制度の周知、理解のために3度の講演会を開催するなど、その努力は評価するものである。後見人養成のプログラムや後見実施機関など予想される予算が確保できていない問題もあるが、国の制度や補助金なども有効に活用し進めていくべきである。将来どのような形で高齢者や障がいのある方々の権利擁護をしていくのか、裁判所で市民後見人を認めてもらい、何かあったときにそれを補完する支援機関、さらにはまちのバックアップ体制の構築が求められる。まちとしてどうあるべきかしっかりとした考え方を持ち取り組むべきである。当委員会として、この制度の重要性に鑑み、今後も注視していくものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 続きまして、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会。

(2)、分科会、①、産業厚生分科会、白老町商工会との懇談。

(3)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。本委員会は、所管事務調査として議会懇談会、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、議会懇談会。本年度の議会懇談会は、10月23日、24日の2日間、9会場で実施した。議会懇談会の定期開催は平成20年度から始まり平成23年度の改選期を除き本年で5回目となった。この間、議会改革の一環として、「広く町民の声を拝聴する」という目的に沿い、期日、会場、周知啓蒙への工夫のほか、運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきた。しかし、参加者数は平成22年度の84名を最高に、24年度は53名となり、会場によっては議員数より参加者が少ない場合もあった。このような状況を少しでも改善

しなければならぬとの思いから、ことし、町内会連合会の協力のもと開催した議会懇談会には、過去最高となる 89 名の参加者があった。対象地域（町内会）を限定し、より地域に身近な課題や考え方を聞くという発想のもと実施した懇談会であったが、当初の目的は達成できたと考える。しかし一方で、対象を限定したことによって懇談会を実施できなかった地域があり、「広く町民の声を拝聴する」という本来の目的からは、大きな反省点として今後の懇談会の持ち方を考える必要がある。いずれにしても、今後も引き続き創意工夫に努め、より効果的で充実した懇談会となるよう進めていくものである。

(2)、産業厚生分科会。産業厚生分科会は、白老町商工会との懇談を実施した。なお、その内容については別紙活動報告書のとおりである。

(3)、小委員会。小委員会は、議会広報第 145 号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第 20、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から委員会規則第 17 条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会におかれましては、調査方よろしくお願いいたします。

次に、皆様のお手元に要望書等 5 件を配付しております。それぞれ関係する団体から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第 21、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年 1 月 5 日まで会期となっております。明日 12 月 14 日から明年 1 月 5 日までの 23 日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日 12 月 14 日から明年 1 月 5 日までの 23 日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 齋 藤 征 信

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 松 田 謙 吾